

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

<p>西宝珠花屏風線</p>	<p>路線名</p>
<p>春日部市西親野井字浅間下四五一番一地从先から 同市西親野井字浅間下四五一番一地从先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和二年三月三十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十一年二月二十 二日付け埼玉県越谷県 土整備事務所長告示第 二号で告示した道路予 定区域の供用開始であ る。</p>	<p>備考</p>